

開成校区コミュニティ協議会会則

(名称)

第1条 本会は、開成校区コミュニティ協議会（以下「本会」という。）と称します。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、開成小学校内に置きます。

(目的)

第3条 本会は、校区内の自治会（管理組合）をはじめ各種団体及び事業者間の緊密な連絡調整並びに共通の課題解決を図るとともに、行政と連携を保ちながら地域の発展及び安心安全な住みよいまちづくりの推進を図ることを目的とします。

(構成と義務)

第4条 本会は、別紙（資料1）による校区内の自治会（管理組合）と各種団体及び事業者にて構成します。

2 校区内の全世帯は、前条の目的を達成するために、本会を構成する自治会、管理組合に加入し、本会に当年度の地域活動協力金を7月末までに納入しなければなりません。

(活動)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために、次に定める活動を行います。

- ① 各種諸団体の連絡調整に関すること。
- ② 地域自治活動の充実と発展に関すること。
- ③ 社会福祉の充実増進に関すること。
- ④ 防災・防犯・交通に関すること。
- ⑤ 地域安全センターの運営に関すること。
- ⑥ 生活環境の浄化保全、美観の維持に関すること。
- ⑦ 青少年の健全育成に関すること。
- ⑧ 体育振興に関すること。
- ⑨ 赤十字奉仕団への運営支援に関すること。
- ⑩ 自主防災組織に関すること。
- ⑪ 校区便りの発行に関すること。
- ⑫ その他、本会の目的達成に必要な活動に関すること。

(本部役員の種類)

第6条 本会は、次に定める本部役員を置きます。

① 会長 ②副会長 ③部会長 ④常任委員 ⑤事務局長 ⑥本部役員（会議等の受付、広報、書記、会計、その他）

2 前項の本部役員の他、会計監査役と必要に応じ顧問・相談役を置くものとします。

(会長及び本部役員の選出)

第7条 前条1項に定める本部役員等は、原則として各種諸団体の代表または代表が推薦する者により構成します。

- 2 会長は、本部役員会にて役員の中から偶数年（西暦）に互選により選出し、総会により決定します。
- 3 会長以外の本部役員は、前年度本部役員会の承認を得て会長が選出し、総会により決定します。ただし、会長が必要であると認める場合は、年度途中において本部役員会の承認を得て本部役員を選解任することが出来る。
- 4 会計監査役、相談役及び顧問は本部役員会の承認を得て、会長が決定します。
- 5 会議等の受付、広報、書記、会計、その他の担当は、本部役員会の承認を得て会長が決定します。

(本部役員等の任期)

第8条 第6条第1項及び2項に定める本部役員等の任期は、偶数年（西暦）開催の総会において選出された時より翌々年の総会の終結時までの2年間とし再任を妨げません。

- 2 本部役員に欠員が生じた場合は、本部役員会の承認を得て補充しますが、その任期は当該役員の残余任期の期間とします。

(本部役員等の職務)

第9条 第6条第1項及び2項に定める本部役員等が行う職務は、次のとおりとします。

- ① 会長は、本会を代表し統括するとともに、会議を招集します。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に支障が生じた時は、その職務を代行します。
ただし、副会長が複数名の場合は、本部役員会により会長代行を互選します。
- ③ 事務局長は、本部役員を統括し第5条に定める活動を企画立案するとともに、各会議の進行と書記、会計、広報など本会の全体を運営します。
- ④ 部会長は、各部会を統括します。
- ⑤ 常任委員は、所属する団体を統括します。
- ⑥ 会計監査役は、会計の監査を行い自筆署名押印します。
- ⑦ 顧問・相談役は、本部役員会に出席して意見を述べることができますが、議決権はありません。

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会、臨時総会、幹部会、本部役員会、全体連絡会とします。

- 2 必要に応じて、実行委員会または部会を設置することができます。

(会議の開催等)

第11条 前条第1項に定める会議の開催は、次のとおりとします。

- ① 総会は、年1回の定期開催とし、努めて5月中に開催することにします。
- ② 臨時総会は、必要に応じて会長が召集します。
- ③ 本部役員会と全体連絡会は、概ね月1回の開催とします。
- ④ 幹部会は、必要に応じて開催します。

2 前条の会議は、構成人数の過半数以上（委任状及び議決権行使書を含む）の出席をもって成立し、議事の議決は出席者（委任状及び議決権行使書を含む）の過半数をもって決します。

(総会)

第12条 総会は、本会の決議の最高機関として、次に定める事項を審議し決定します。

- ① 本会の基本的な活動方針
 - ② 会則の改廃
 - ③ 本部役員等の選任同意
 - ④ 決算の認定と活動報告
 - ⑤ 予算の承認と活動計画
 - ⑥ その他、総会の決議が必要と認める事項
- 2 総会には、本会を構成する本部役員及び自治会（管理組合）と専門組織の代表が出席します。
- 3 事務局長は、総会出席者に本会活動の趣旨と目的を説明しなければなりません。
- 4 諸般の事由により総会の開催が困難であると認められる場合は会長が本部役員会の承認を得て書面決議総会として総会を開催できるものとする。
- 5 総会は、一部の付議事項を本部役員会に付託することができます。

(幹部会)

第13条 幹部会は、原則として事務局長と部会長以上の役員で構成するが、会長が必要であると認める場合はこの限りでない。

2 幹部会は、本会の運営に必要な諸案件を審議します。

(本部役員会)

第14条 本部役員会は、総会案件と全体連絡会に付議する案件を審議します。

(全体連絡会)

第15条 全体連絡会は、本部役員会と枚方市及び各団体からの連絡事項等の報告並びに出席者との意見交換を行います。

(名簿の個人情報保護)

第16条 本会を構成する本部役員名簿、代表者名簿及び専門組織名簿等は原則として個人情報保護法により取り扱うものとします。

2 名簿の個人情報保護の留意点は次の通りとします。

- ①名簿の目的外使用の禁止
- ②名簿の複写コピーの禁止
- ③名簿の漏洩の禁止

3 会長は地域の安心安全な活動等に必要と判断した場合は本会の名簿等を活用することができる。

(運営費)

第17条 本会を運営する必要経費は、地域活動協力金：年間一世帯 300 円（内 80 円は防犯開成支部への助成金）の他、市補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計事業年度)

第18条 本会の会計及び事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

(附則)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ◆平成 17 年 6 月 19 日 施行 | ◆平成 18 年 5 月 13 日 一部改定 |
| ◆平成 19 年 5 月 13 日 一部改定 | ◆平成 22 年 5 月 9 日 一部改定 |
| ◆平成 23 年 5 月 22 日 一部改定 | ◆平成 24 年 5 月 20 日 一部改定 |
| ◆平成 29 年 5 月 21 日 一部改定 | ◆令和 4 年 5 月 15 日 一部改正 |